

現役民生委員・児童委員の“リアルな声”

「今日も一日誰とも話さなかったな…という日が多いので、話ができるのは励みになる」と言ってくださる方に、私の方が元気をいただいています。辛かった体験や深い思いを話してくださる方もいます。民生委員という立場でなければ知り合うこともなかった方々に、私の方が生き方を教えていただいているのだとありがたく思います。



Aさん (津島市/6年目)

交通量の多い交差点で小中学生の登校を見守る活動をしています。雨の日などは特に私たちの出番だと意気込み、長靴や雨がっぱを前日から用意して臨んでいます。やりがいは、何といても子どもたちの笑顔と元気なあいさつ。地域のみなさんから「ご苦労様」と声をかけられることも多く、地域の役に立っているんだと嬉しくなります。



Eさん (知立市/8年目)

「民生委員の仕事は、決められているようで決まっていない。自分で広げられる」という先輩の言葉を、20余年経った今も心に留めています。訪問して“困ったサイン”を見つけ、解決策を考えたり関係機関につなげられたりしたときは、喜び、安堵します。



Cさん (蒲都市/24年目)

民生委員になり、交友関係が広がりました。民生委員児童委員協議会では、新しい制度や認知症についての勉強会など有意義な時間を過ごさせていただいています。民生委員とは何かを考えながらこれからも活動していこうと思います。



Gさん (蟹江町/11年目)

民生委員・児童委員の皆さんへ“ありがとうの声”

地域の方から「この前はありがとうね」「あなたの顔見ると元気になるがね」と声をかけられている民生委員の皆さま。日々、活動を細やかにされていることがわかります。皆さんの活動にいつも助けられています。

行政職員

相談支援の現場で、私たちは面談時のみの限られた関わりとなる一方、民生委員の皆さまは同じ地域に暮らす生活者としての視点から、日常的に地域住民を支えてくださっています。制度やサービスだけでは行き届きにくい部分をつなぎ、相談者の暮らしをより安心で豊かなものにしてくださり、ありがとうございます。

社協職員

市役所に相談事が入ると、民生委員の皆さまが訪問し、専門機関に情報を提供してくださるおかげで、これまで何人もの方が必要な支援につながっています。皆さまの存在こそが、行政と住民をつなぐ重要な役割を果たしていると感じます。

行政職員



相談上の秘密は必ず守ります。お気軽に地域の民生委員・児童委員にご相談ください。



発行元

愛知県福祉局福祉部地域福祉課
福祉活動支援グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2
TEL052-954-6262 FAX052-954-6945

協力団体

愛知県社会福祉協議会 民生児童委員会
愛知県民生委員児童委員連盟

令和8年1月発行

地域の身近な相談役

民生委員 児童委員

について、知っていますか？



～支えあう 住みよい社会 地域から～

このスローガンのもと、民生委員・児童委員は活動しています。地域のみなさんの“身近な相談役”として、高齢の方や子育て中の方、障がいのある方などの困りごとに耳を傾け、必要な支援へつなぎます。このリーフレットでは、民生委員・児童委員の活動内容や制度について、わかりやすくご紹介します。



民生委員・児童委員のマーク

Q 民生委員・児童委員とは

A 地域住民の立場から、生活や福祉に関する支援を行う地域の相談役です。特別職非常勤の地方公務員という公的な立場で活動しますが、これはあくまで法律上の身分であり、活動に対する給与は支給されません（訪問時の交通費等の実費は支給されます）。

Q 主任児童委員とは

A 民生委員・児童委員の中で、子どもや子育て支援を「専門に担当」する人です。学校や児童相談所などの連絡調整や、専門的な立場からの支援を行います。

5つの主なはたらき

① 相談・支援

「ちょっと困った」「誰に相談したらよいか分からない」というときに話を聞き、必要に応じて福祉サービスや専門機関へつなぎます。



② 調査

"地域の目"として、日ごろから住民の生活の様子や困り事を気かけ、必要に応じて支援につなぎます。行政が行う高齢者の生活実態調査などにも協力し、地域の課題を把握する役割を担います。



③ 情報提供

福祉サービスや地域の支援制度など、暮らしに役立つ情報を地域の人々に伝えます。



④ 行政との連携

地域の実情を行政へ、行政からの情報を住民へ届けます。学校との会議にも参加します。



⑤ 地域福祉活動への参加

孤立を防ぐ高齢者サロンや子育てサロンの運営を手伝うなど、福祉団体やボランティア団体と連携して住民がつながる場づくりを支援します。



民生委員・児童委員 早わかりポイント

☑ 県内で約12,000人

愛知県では約12,000人、全国で約23万人の方が民生委員・児童委員として活動しています。

☑ 任期は3年です

3年の任期が満了するごとに、全国一斉に委員の改選（一斉改選）が行われます。※再任される方もいます。

☑ 資格は不要です

特別な資格や免許は必要ありません（原則、活動する地域の市町村議会議員の選挙権をお持ちの方）。

☑ 60代の方が活躍

愛知県の民生委員・児童委員で多い年代は60代です。子育てや仕事と両立している方もいます。

☑ 守秘義務があります

相談を通じて知った個人の秘密を他人に漏らすことは法律で固く禁止されています。



☑ 民生委員・児童委員になるには

地域の推薦で候補者として選ばれ、市町村・都道府県の推薦を経て、厚生労働大臣が委嘱します。



よくある質問

Q 民生委員・児童委員は1人で活動しているのですか。

A 民生委員・児童委員は1人で問題を解決するのではなく、地域で困っている方の相談に応じ、専門機関に「つなぐ」役割を担っています。1人ですべてを解決するわけではなく、行政や周囲の民生委員・児童委員どうしで相談しながら*取り組んでいます。
*相談者が秘密にしてほしいと希望した内容を勝手に共有することはありません。

横のつながりがあります！



定例会

月に一度開催し、情報共有や意見交換を行っています。先輩や地区の仲間に相談したり、委員どうしの関係を深めることができる時間でもあります。